

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業の皆様へ

A. 事業継続を応援する給付金を支給します

給付金の名称	地域中小企業応援給付金
対象となる方	<p>市内に住所を有し、事業を営む中小企業の方であって、次の要件を満たす方。 ただし、中小企業者の方は国の持続化給付金との併給はできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高が前年同月に対して、<u>30%以上</u>減少している方。ただし、前年同月の売上高が30万円以上の方に限る。 <p>※新規創業者の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月31日までに創業した方。 ・売上高が、「創業後売上高が最も多かった月」に対して<u>30%以上</u>減少している方。ただし、「創業後売上高が最も多かった月」の売上高が月額30万円以上である方に限る。
支援の内容	一律20万円
申請書類 ※申請時に 郵送するもの	<ul style="list-style-type: none"> ①申請書(北上市地域中小企業応援給付金給付申請書兼請求書) ②上記売上高が分かる書類のコピー ③振込先口座が確認できる通帳のコピー

B. 家賃の一部を補助します

補助金の名称	地域企業経営継続支援事業費補助金
対象となる方	<p>市内に住所を有し、事業を営む中小企業の方であって、次の要件をすべて満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①小売業、飲食・宿泊業、サービス業を営む方 ②売上高が前年同月に対して、<u>50%以上</u>減少している方 <p>※新規創業者の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月31日までに創業した方。 ・売上高が創業後売上高が多かった月に対して<u>50%以上</u>減少している方。 <p>※県の休業要請に応じた方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請した月の売上高が前年同月に対して、<u>50%以上</u>減少する見込みの方。
支援の内容	令和2年4月以降の連続する3か月分の家賃の1/2(一月あたり10万円が上限)
申請書類 ※申請時に 郵送するもの	<ul style="list-style-type: none"> ①申請書(北上市地域企業経営継続支援事業費補助金申請書兼請求書) ②家賃が確認できる書類(賃貸借契約書、利用契約書のコピー等) ③上記売上高が分かる書類のコピー ④振込先口座が確認できる通帳のコピー

申請方法

申請書類を下記へ郵送してください(令和2年8月31日消印有効)。

住所:〒024-0094 北上市本通り二丁目2番1号ツインモールプラザ東館3階
宛名:北上市事業者向け支援窓口

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、窓口での受付はいたしません。

※AとBを両方申請する場合は、「売上高が分かる書類のコピー」と「通帳のコピー」は、1部で結構です。

問合せ先:北上市 商業観光課 商業係 TEL0197-72-6006

ご不明な点は、お電話にてお願いします。受付時間は、午前9時～12時、午後1時～5時です(土日・祝日除く)。

よくある質問

質問① 中小企業、中小企業者、小規模企業者の違いは何ですか？

回答① 中小企業基本法の定義を採用しており、次の表を参照ください。

業種	中小企業			
	中小企業者		小規模企業者	
	資本金・出資金		従業員数	従業員数
①製造業、建設業、運輸業、その他（②～④除く）	3億円以下	又は	21人以上 300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	又は	6人以上 100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	又は	6人以上 100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	又は	6人以上 50人以下	5人以下

質問② 従業員とは、どういう人のことを指しますか？

回答② 常時使用する従業員であり、会社役員、個人事業主、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員、出向者は人数に含めません。

質問③ Aの応援給付金は、持続化給付金と併給できますか？

回答③ 回答①の表における、中小企業者に該当する方は、併給できませんので、国の持続化給付金と応援給付金のどちらかを選択して、申請してください。中小企業者の申請のイメージは、右の表を参照ください。なお、小規模企業者は、併給が可能です。

売上高減少率

100%
50%
30%

持続化給付金（国） 上限100万円又は200万円

応援給付金（市） 一律20万円

質問④ 売上高の減少率を計算した時の、小数点以下は、どう記載すればいいですか？

回答④ 小数点以下は、切り捨ててください。

質問⑤ 「家賃」には、住むために借りている家も含まれますか？

回答⑤ 事業の用に供するために賃借している建物や土地に関する利用料の月額です。店舗や事務所等として利用している建物や、駐車場として利用している土地が対象となります。

質問⑥ Bの補助金の申請書に、家賃をどのように記載すればいいですか？

回答⑥ 次の表を参照ください。

例) 令和2年4月から6月までの家賃(月額税込み20万円)を申請する場合

1 交付申請額兼請求額				270,000円
	令和2年4月分	令和2年5月分	令和2年6月分	合計
A 家賃（税込み）	200,000円	200,000円	200,000円	←小数点以下切り捨て (181,818.18...)
B (A×100/110) 家賃（税抜き）	181,818円	181,818円	181,818円	
B×1/2 各月上限10万円	90,000円	90,000円	90,000円	
				270,000円

※合計の金額（千円未満

↑千円未満切り捨て
小数点以下切り捨て
(90,909.09...)

金額兼請求額として記載する。